

日本産業衛生学会における騒音の許容基準

「許容濃度等の勧告（2020 年度）」から抜粋

VI. 騒音の許容基準

1. 許容基準

常習的な曝露に対する騒音の許容基準を、聴力保護の立場から次のように定める。

a) 図 VI あるいは表 VI-1 に示す値を許容基準とする。この基準以下であれば、1 日 8 時間以内の曝露が常習的に 10 年以上続いた場合にも、騒音性永久閾値移動 (NIPTS : noise-induced permanent threshold shift) を 1 kHz 以下の周波数で 10 dB 以下、2 kHz で 15 dB 以下、3 kHz 以上の周波数で 20 dB 以下にとどめることが期待できる。

b) 騒音レベル (A 特性音圧レベル) による許容基準

この許容基準では騒音の周波数分析を行うことを原則とするが、騒音計の A 特性で測定した値を用いる場合には、表 VI-2 に示す値を許容基準とする。ただし、1 日の曝露時間が 8 時間を超える場合の許容騒音レベルは、2 交替制等によって、1 日の曝露時間がやむを得ず 8 時間

を超える場合の参考値である。

2. 適用

広帯域騒音および狭帯域騒音（帯域幅が1/3オクターブ以下の騒音）に対して適用する。ただし、純音は狭帯域騒音とみなして暫定的にこの基準を適用する。また、衝撃騒音に対しては除外する。

a) 1 日の曝露が連続的に行われる場合には、各曝露時間に対して与えられている図 VI あるいは表 VI-1 の数値を用いる。

b) 1 日の曝露が断続的に行われる場合には、騒音の実効休止時間を除いた曝露時間の合計を連続曝露の場合と等価な曝露時間とみなして、図 VI あるいは表 VI-1 の数値を用いる。ただし、実効休止時間とは騒音レベルが 80

表 VI-1. 騒音の許容基準

| 中心周波数<br>(Hz) | 各曝露時間に対する許容オクターブ<br>バンドレベル (dB) |      |      |     |     |     |
|---------------|---------------------------------|------|------|-----|-----|-----|
|               | 480分                            | 240分 | 120分 | 60分 | 40分 | 30分 |
| 250           | 98                              | 102  | 108  | 117 | 120 | 120 |
| 500           | 92                              | 95   | 99   | 105 | 112 | 117 |
| 1,000         | 86                              | 88   | 91   | 95  | 99  | 103 |
| 2,000         | 83                              | 84   | 85   | 88  | 90  | 92  |
| 3,000         | 82                              | 83   | 84   | 86  | 88  | 90  |
| 4,000         | 82                              | 83   | 85   | 87  | 89  | 91  |
| 8,000         | 87                              | 89   | 92   | 97  | 101 | 105 |

表 VI-2. 騒音レベル (A 特性音圧レベル) による許容基準

| 1 日の曝露時間<br>時間-分 | 許容騒音レベル<br>dB | 1 日の曝露時間<br>時間-分 | 許容騒音レベル<br>dB |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| 24-00            | 80            | 2-00             | 91            |
| 20-09            | 81            | 1-35             | 92            |
| 16-00            | 82            | 1-15             | 93            |
| 12-41            | 83            | 1-00             | 94            |
| 10-04            | 84            | 0-47             | 95            |
| 8-00             | 85            | 0-37             | 96            |
| 6-20             | 86            | 0-30             | 97            |
| 5-02             | 87            | 0-23             | 98            |
| 4-00             | 88            | 0-18             | 99            |
| 3-10             | 89            | 0-15             | 100           |
| 2-30             | 90            |                  |               |

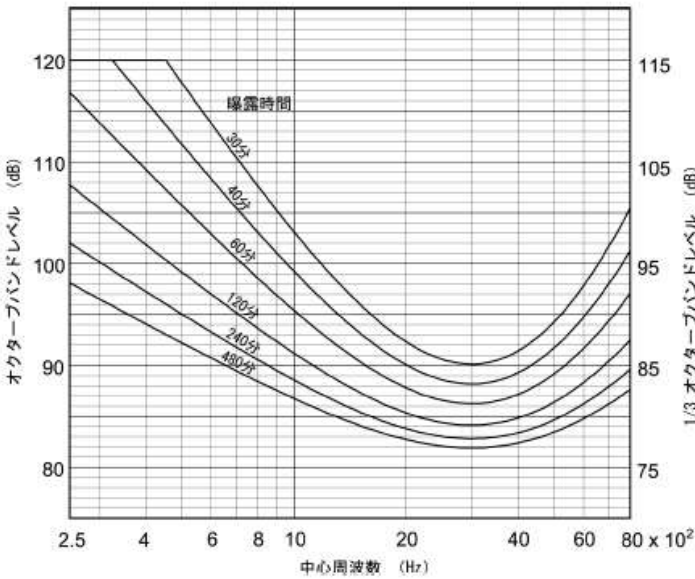


図 VI. 騒音の許容基準

dB 未満にとどまっている時間をいう。

c) 対象としている騒音をオクターブバンドフィルターを用いて分析した場合には、図 VI の左側の縦軸あるいは表 VI-1 の値を用い、1/3 オクターブあるいはより狭い帯域幅をもつフィルターで分析した場合には、図 VI の右側の縦軸あるいは表 VI-1 の値から 5 を引いた値を用いる。

### 3. 測定方法

等価騒音レベルを測定する。「JIS Z8731-1999 環境騒音

の表示・測定方法」により、「JIS C1509-1-2005 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）」の規格に適合した騒音計を用いる。あるいは「IEC 61252 Ed.1.1 2002-03」や「ANSI S1.25-1991」の規格に適合した個人騒音曝露計を用いてもよい。

### 4. 提案年度

1969 年。騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準については 1982 年。

出典：「許容濃度等の勧告（2020 年度）」産衛誌 2020；62（5）：198.230

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/309/kyoyou.pdf>